

社団法人 東京都社会保険労務士会

中央支部会報

発行所 (社)東京都社会保険労務士会中央支部 発行人 小山 昇
東京都中央区日本橋室町1-14 TEL (241) 1558 編集人 清水誠三郎

新春を迎えて

中央労働基準監督署長
菅 原 邦 夫

皆様、あけましておめでとうございます。
年が改まるたびにこの年は佳い年であれと期待するのですが、例のオイルショック以来、世界的経済の混迷は未だに続き、確たる安定の方途も見えない今日、貿易立国のわが国は重大な岐路に立っているといわなければなりません。

一方、GNP一辺倒で走りに走った時代の歪みとして凡ゆる分野で発生した公害問題や職業性疾病への責任追求がなされ、今や否応なく経済界も行政側にも発想の転換が迫まれているといえましょう。

私共の平素担当している行政分野におきましても、これ等のことが賃金不遅払の激増、解雇問題の多発、様々な形の職業性疾病の疑いに係る申請の急増その他に現れられて出ています。

労働基準行政も、国が指向する福祉社会の建設を踏まえて、従来から最重点としていた災害防止について一層の強化と、いまなお最低労働条件の確保ができていない分野に向ってその確保に努力を傾けたいと存する次第です。

幸い社会保険労務士の方々の適切な助言指導や関係企業の意識の昂揚と理解により、労働災害は前年に比し大きく減少しましたが、残念ながら昨年21件の死亡災害が発生しました。私共は心を新たにして災害防止はもとより多様な行政需要に誠心対処してゆく覚悟でございますが、社会保労務士の先生方には旧に倍してご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

飯田橋公共職業安定所長
川 嶋 義 雄

新しい年を迎え、会員の皆様方には、ますます御元気で御活躍の事と拝察致します。何よりの事と衷心よりお慶び申し上げます。常日頃は職業安定行政の円滑な推進のために、多大の御協力を賜わり、ありがたく心から御礼申し上げます。

昨年4月、雇用保険法が施行され、すべての雇用労働者は、その福祉のために、雇用保険に加入しなければならないように義務づけられ、このための加入促進への努力が、職安ともども御骨折をいただき、逐次その増加を見ているところであります。

しかしまだ、この保険に未加入の労働者は東京都だけでも全雇用労働者の20パーセント近くが残っております。これらの労働者は、いずれも小零細事業所に雇用されておりますだけに、その未加入事業所数は東京都だけでも、全事業所の約65パーセントにも及んでおります。これだけ多数の事業所の加入促進には、並々ならぬ努力が要請されるところであります。非常に困難な仕事ではありますけれども、出来るだけ早くその達成に努力してまいる所存であります。このためには、会員の皆様方の御力添えも切にお願い致したいところでございます。

今後、この険しい仕事の推進のため、皆様方と御相談しながら、皆様方ともども、この道達成への努力の過程に伏在しておりますところの、もろもろの隘路をとり除きながら、すべての労働者が、安心して明るく働ける福祉環境づくりに、精出して参りたいと存じます。何卒今後とも、御理解ある御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

「安定経済成長期の昭和51年によせて」

東京都中央労政事務所長 鈴木正五

昭和51年を迎え、旧年中のご協力にお礼を申しあげるとともに、新春のお慶びを申しあげます。

昨年(昭和50年)の日本経済は、下期に期待していたのですが残念ながら9月期以降、経済成長は停滞し、GNPは名目+8%、実質+2%ののびに終わりました。しかし第4次景気浮揚策も決まり公共投資により、140台という高い鉱工業在庫率指数のとりくずしも本年上期に解決の目安がたってまいりました。このことは、本年下期には5台に1台は休んでいたといわれる機械の稼働率も緩和され、ひいては雇用関係も上向いてゆくものと予測され51年度GNP成長率は名目12%、実質4%台(政府発表5.7%)へと上昇され、高度経済成長期から安定経済成長期への転換基盤は確立されるものと期待されます。

一方労働経済面を見ますと、雇用関係は前述のごとく求人倍率0.50台を下弦に下期以降緩和されると予測されますが、大巾な上昇は望めず、雇用対策が

本年も重要課題となると考えられます。

また春闘に代表される労働賃金は、賃金決定の3要素である①企業実績②消費者物価指数③労働需給を見ましても期待できる要件は少なく、未だ予測できない要素が多いのですがスト権問題、衆議院改選など今次春闘は激烈をきわめるものと考えられますが、下期の経済上昇と稼働率の上むきにより、賞与、時間外労働は増加し1人当り所得は20%近くの上昇を見るものと考えられます。

最後に本年の課題を考えますと、安定経済成長期の労働問題はいかに変動するかということですが、予定の紙数になりましたので、お会いする機会にゆずらせて頂きます。

末尾ながら、貴会及び貴会員のご発展とご健勝をお祈りするとともに今後のご協力をお願いし、新年のことばといたします。

新年のごあいさつ

支部長 小山昇

明けましておめでとうございます。

不況に暮れ、不況に明けた1976年の新春に、政府予算の原案が、一般会計で景気「フヨウニクロウスル」24兆2,960億、財投10兆6,190億、国債7兆2,750億、即ち、経済成長率を実質5.6%可能と見通し、「景気、雇用対策、生活、福祉対策、増税等」を内容として発表されました。つまり、「景気回復の年」として予算化されたものと思います。しかし、その景気回復も、財界、評論家等の見方は極めて厳しく、一般的には、回復期を51年度の下半期、又は、それ以降と見ております。

次に、雇用情勢では、昨年11月の有効求人倍率は0.52と発表され、今春の完全失業者は130万人と予測され、益々、就職の困難さがうかがわれ、雇用不安が高まりつつあります。

続いて、賃上げ情勢では、企画庁の消費者物価5~6%前後の上昇を予測して、時間外収入増加率を加え、名目12%前後の上昇とみ、経済審議会は、賃金上昇率のメドとなる一人当りの雇用者所得を、年11%弱として原案を発表しております。又、経営側

での日経連では、1ケタ台とし、他方、労働側では、総評20%、同盟15%とし、主要単産においては、約14%~20%と、組合間のバラツキが目立つ要求が示されております。従って、本年の賃上げの特徴の一つとしては、産業、規模等により、各企業の業績が大きく反映されそうであり、企業間の賃金格差も拡大する傾向のように思われます。

この様な、経済社会の諸情勢のなかで、特に、雇用賃金問題は、中小企業における個別企業の労務管理上、非常に難解な現実を指向していると云えましょう。その理由のポイントとして、「雇用か、賃金か」、二者択一のジレンマをどの様に調和させ、円満に解決しなければならないか、即ち、極めて重要な、しかも深刻な岐路に立たされたなかで、それ等の問題解決を迫られている年と考えられます。

年頭に当り、心新たに研鑽に努め、前述の諸情勢を十分に把握、理解して、良きアドバイザーとして活躍しようではありませんか。

おわりに、皆様方のご清栄とご健勝を心からお祈り申し上げます。

支部だより (50.11.1～51.1.20)

1. 総務関係

①月例会

回	月 日	会 場	出席者数
7	50.11.7	中央労働基準協会	14名
8	51.1.9	新 宿 鍋 茶 屋	22名
9	予 2.6	中央労働基準協会	開催予定
10	3.12	"	"

②総務部会

回	月 日	区分	会 場	出席者数
2	50.11.7	会計	中央労働基準協会	3 名
3	50.12.5	庶務	長 森 事 務 所	3 名
4	51.1.14	"	清 水 事 務 所	3 名

③慶弔関係

支部慶弔規程に拠り、小山支部長が三木会員の病氣見舞、小山、目黒正副支部長が、故秋田会員宅及び、仙石会員（母堂ご逝去）を弔問しました。

④会員の異動

秋田親二 退会（51.1.6 逝去）
大槻哲也 住所変更 中央、銀座1-16-1
T E L (562)3095

2. 事業関係

①事業部会

回	月 日	区分	会 場	出席者数
6	50.11.7	広報	中央労働基準協会	3 名
7	11.29	"	小 山 事 務 所	4 名
8	51.1.14	"	清 水 事 務 所	3 名
9	1.14	教育	"	3 名

②広報関係

会報第15号発行（5周年記念特集号）50.12.1

③教育関係

回	月 日	講 師	テ ー マ
3	予.2.6	中央労働基準監督署担当官	職業病・通勤災害・労基法の問題点

④厚生関係

月 日	区 分	会 場	来 賓	出席者数
50.11.7	忘年会	日本橋伊勢定	中央労基署菅原現・永田前署長	18名
51.1.9	新年会	新宿鍋茶屋	飯田橋職安川島所長 中央労基署 野口次長外3名 中央労政戸塚労働課長	25名

社労士事務所の週休2日制

（事例報告） 石 原 健 三

週休2日制は日本では1960年代の高度成長が続く中で実験的に企業の一部門に採り入れられ、1970年代頃から本格的に実施する企業が増え年々倍増の傾向が示されました。この「週休2日制」のマーチに合わせた如く1970年10月に顧問先A社（従業員数200名）から翌年4月実施を目指して週休2日制実施導入について相談を受け、それ迄の机上論から実際指導の第一号として取り組み、関係資料の収集整理をなし、実施に当って講ずべき措置を6ヶ月間かけて整え予定された4月より実施致しました。この作業を進めている段階で特に事務管理部門について実施に伴い講ずべき措置等が社労士事務所の業務に共通する面が多く、この事が当事務所の週休2日制の導入を早めA社と同時期に実施する運びとなりました。以下当事務所の実態をご報告させていただきます。

①事務所職員 所長。役員（男）1名。職員（女）4名。

②週休2日制の状況

- 昭和45年（1971年）まで～導入前の特別休日 年末年始（12月29日～1月5日）夏休み（7月8日に4日）国民祝祭日（10日間）合計22日間
- 昭和46年4月より従来の休日に月1回（第1土曜日）を加え週休2日制の第一歩を進めた。
- 昭和47年4月から第2土曜日を加え月2日の一斉休日とした。前年の月一回導入の時点から一年間に週休2日制の実施に伴い次の措置を講じた。

④業務改善計画の中心として顧問先の単独担当制

から共同業務処理を行える機能組織にかえ並行して顧問先との恒常的業務処理については通信事務又は来所持込みの協力を徹底し、又顧問料の振込み制も90%以上協力を求める事が出来た。

⑤女子一名を増員した。

- 昭和50年1月より第3土曜日（1.3.7.12月は交替とし外は一斉休日）を加え月3回休日制とした。従業員の夏休みを2日に減じた。

- 昭和50年10月～当事務所は毎年4月と10月の年2回昇給制であります。51年の春闘は賃金、雇用・労働時間を総合セットとして交渉する動きが注目され労働時間、休日休暇について賃金を補足する条件になることが多く予想され当事務所ではこの状況を先取りして10月昇給時より51年3月末日迄の期限で試験的に従来の週休3日制に加えて、月一日定期休暇を各自が予定日を決め請求し週休月4回の形態を実施した。

③週休2日制の効果

④相互の協力体制（共同業務処理）が高まり、各自の職務について責任意識が強くなった。

⑤労務管理のプロ企業としてプライドを持ち勤務時間を無駄にしないで仕事に活気が出た。

⑥余暇利用してスポーツ、旅行の親睦機会が多くなり職員間の「和」が一層高まった。

以上紙面の都合で雑白なご報告となりました事をお詫び申し上げます。

ごあいさつ

吉田 宏司

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、痛風を患い、日頃病気とは縁のない私にとっては、健康の有難さを痛感させられました。幸い、適切な治療によって現在では、アルコール類も戴ける程度に健康を恢復し、事務に精励しております。

本年も、皆様から、公私にかかわらずご指導を頂き、社会から得たものについては、社会にプラスをして、還元する仕事を積重ねていきたいと思っていますので、何卒よろしく、お願い申し上げます。

春闘雑感

鴨志田 真巳

石油危機後世界経済の構造が基本的に変わり、日本経済も新しい段階にはいったので高度成長期のような賃上げ方式は再検討しなければならない。

具体的にはこの不況で賃金決定要因が緩和され、高度成長期のような完全雇用を解消して労働力過剰の傾向が予想されます。

企業の多くは赤字経営で支払能力が無く、製造業の操業率低下で生産性向上もほとんど望めまい状態である。こうした経済情勢を背景にして、今度の春闘は二桁要求が出されているが、大方は一桁で落着くのではないかと言う見方が大勢である。定期昇給すら望めない中小企業が大部分で一桁でも5%程度が圧倒的である。賃金管理センターの金子英雄氏は、15%以上の賃上げがなければ日本経済はこの不況より脱しきれないと指摘しているが、果して今年の春闘はどうなるのか、何れにしても厳しい春闘になることは間違いない。

大企業ですら一桁又はゼロと言われる状態ですから中小企業に於ては尚更で、受注減、売上減は免れないので、賃金カットすら生ずる企業が出てくるのではないかと思われる。我々社労士はこの様な企業が相談相手なのですから、適切なアドバイザーとして尚一層の資質の向上に務めなければならない。それが我々の責任でもあります。

幸い昨年は、両団体が歩み寄りを見せているし、今年こそ大同団結して一本化を達成し、法改正にまでもっていかなければならない。内外共大変な51年度になりそうです。健康に留意して頑張ろうではありませんか。

開業満3年を過ぎて

金綱 久夫

早いもので、開業してから、満3年がすぎました。「石の上にも3年」といいますが、ようやく、事務所らしい型が出来つつある昨今です。

顧問先ゼロからのスタートでしたので、新規開拓に、エネルギーを集中しなければならなかったのですが、合同事務所という関係から、思い切った活動もしにくい状態でした。

それでも、何とか1年するうちに、単独事務所を設け、事務員も、採用できる様になりました。

最初は、事務員と云っても、パートタイムで、午前勤務と、午後勤務、しばらくしてから、月、水、金勤務と、火、木、土勤務という2人1組の編成でした。そのため事務連絡も、何かと、大変な事を感じる時もありました。

何とか早く、フルタイムの事務員を採用できる様になりたいと努力しまして、開業満2年目のときに、ようやく、フルタイムの（とは変な表現ですが）事務員を採用出来る様になりました。

その頃から思いきって仕事も出来る様になり、満3年をすぎた今では、更に、2人の社会保険労務士をスタッフとして加え、計4人で一丸となって、仕事にとりくめる様になりました。

この間諸先輩には、仕事の仕方、新規開拓の方法、諸法規の解釈について、不明の事ばかりでしたので、時間をかまわず聞いて参りました。その都度諸先輩は丁寧に指導して下さいました。

今になって思いますと、この仕事は、時間が勝負のタイムイズマネイの仕事で時間があゆるものを生み出す根源であるのに、よくも新米の私のために貴重な時間をさいていただいたものだという事です。

開業当時は時間がありあまるほどありましたので、時間をさくという事が、どんなに大変な事であるかという事に深く思い当りませんでした。

いろいろな業務で、時間が足りなくなりつつある昨今、自分のために時間をさいて下さった諸先輩には、いくら感謝してもしすぎる事はないと思っています。

現在、事務所の諸君の協力で近くのM大学院に通学しておりますが、より良い事務所を建設しながら何とか修論も完成したいというのが、今の心境です。